

多摩川下流部における不法係留船対策

京浜河川事務所 占用調整課 戸倉 真波

(現：道路部路政課)

1、はじめに

多摩川下流部では、バブル期前後あたりからプレジャーボート等の増加により、不法係留船舶や栈橋などが多く見られるようになっており、とりわけ東京都大田区の羽田地区では、占用許可を受けた船舶・栈橋と不法に置かれたものとの混在しており、複雑かつ無秩序な河川の利用形態となっていた。

本論文は、こうした利用形態を是正するため、長年対応を行っていた多摩川下流部不法係留船対策の最終段階として、全ての不法係留船の排除を達成するまでの過程を紹介するものである。

2、前回の不法係留船対策

本章では、平成30年度から実施した今回の不法係留船対策の前段階として、同地区において平成15年度から平成21年度にかけて実施した不法係留船対策について説明する。

2. 1、不法係留船対策の計画策定・計画範囲



図1 位置図

平成10年に発出された河川局長通達「計画的な不法係留船対策の促進について」に基づき、平成15年に学識者、河川管理者、地方自治体、漁業関係者などから組織される多摩川下流部水面等利用者協議会を設置し、適正な利用について検討を進めた。平成18年には協議会の検討内容に基づき、「多摩川下流部不法係留船対策に係る計画」を策定し、羽田地区につ

いては、行政代執行の実施も視野に入れた河川法及び関係法令に基づく厳正な措置をとることとした。

計画では一般国道1号の多摩川大橋から河口までの区間のうち5箇所を対象区域と設定した。そのうち羽田地区は大師橋から海老取川分派点までの延長1キロ強の地区であり、地区全体を、最も計画のうち優先度が高い重点適正化区域と位置づけた。なお、羽田地区(図1参照)については、行政代執行の実施も視野に入れ、対策を進めていた。

2. 2、行政代執行とは

行政代執行とは法律により命ぜられた行為を義務者に代わって行政庁が実施できるものである。今回の不法係留船舶対策の場合では、河川法により除却を命ぜられた不法係留船舶・栈橋所有者に代わり河川管理者が自ら不法係留船舶・栈橋を除却することに当たる。

2. 3、行政代執行の実施

不法係留船舶の除却に向け、河川法に基づく命令、手続きを進めたが、それでも期限までに除却されない不法係留船舶・栈橋が残ってしまっていた。除却されなかったものについては行政代執行の実施へと準備を進めたが、羽田地区はエリアが広く、不法係留船舶・栈橋の数も多かったため、平成19年度と平成21年度の2期に分け行政代執行を実施、数多くの船舶や栈橋を除却した。

2. 4、暫定係留施設の整備

行政代執行を進める一方、一定の要件を満たす不法係留船舶については、京浜河川事務所が整備した防災用栈橋（A～C 栈橋）（図2参照）に、期限を定めて暫定係留施設として係留させることを認めていた。これは、羽田地区の不法係留船舶は非常に数が多かったため、ただ単に排除するだけでは多摩川以外の別の水域で不法係留を継続する可能性があることから取られた措置である。暫定係留



図2 暫定係留施設（ABC 栈橋）

施設としての使用期限までの管理については、管理協定の締結により（一財）日本海洋レジャー安全・振興協会が行っていた。使用期限は3基目の栈橋が整備された時点から概ね10年後の平成31年1月31日までとしたが、この概ね10年という期間は、あくまで適正な保管場所を見つけるまでの猶予期間である。なお、暫定係留施設の使用を認めるにあたっては、使用期限までに適正な保管場所を確保することも条件としている。

3、今回の不法係留船舶対策

本章では、暫定係留施設の使用期限日数年前から使用期限満了後、不法化した船舶の排除が完了するまでの流れを説明する。

3. 1、暫定係留施設使用期限日までの対応

平成27年からは、暫定係留施設の管理及び、使用者との船舶係留契約を行っている

海洋レジャー協会から使用者に対し、契約の更新に合わせ、使用期限の通知を行っていた。

暫定係留施設使用開始当初の係留船舶数は35隻であったが、使用期限まで1年を切った平成30年4月時点でも14隻の船舶が係留を継続していたことから、5月には京浜河川事務所からも、改めて使用期限に関する通知文書を送付した。

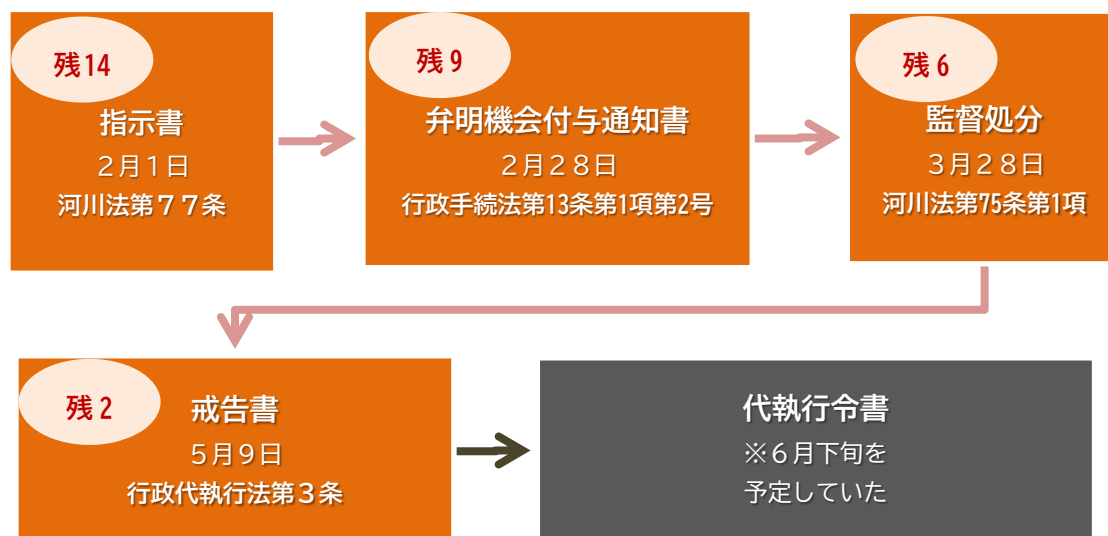
3. 2、暫定係留施設使用期限後の対応

使用期限を経過した平成31年2月1日の時点でも、変わらず14隻の船舶が棧橋に係留されていたことから、これらの船舶を不法係留船と扱い、除却へ向けた手続きを開始した。まず除却を促す掲示を棧橋の入口に行くと共に、単に除却を促すだけでなく、不法係留者自身で適切な保管場所を見つけることが難しいと聞いていたことから、河川管理者からも近郊のマリーナや漁港の最新の空き情報を提供した。そのほかにも、東京都の暫定係留施設への係留が可能かの問合せも行った。

そもそも、暫定係留施設に残った不法係留者はどの法令に違反しているのだろうか。まず、河川法第24条違反となる。河川管理者からの占用許可を得て係留ができたのは1月31日までのため、2月1日からは許可無く占用を続けているということになる。また、河川法施行令第16条の4 二（イ）では、船舶の放置を行ってはならない行為と定めている。

このような不法状態を解消するため、表1の手続きフローのように各法律に基づき除却へ向けた指導や命令等を行った。5月には依然として残る2名に対し、是正期限までに船舶が除却されない場合、最終手段である行政代執行を行う旨の戒告を行い、6月下旬の行政代執行を見据え準備を進めた。

表1 手続きフロー



不法係留者に対する除却指導を継続するなかで、係留者による自主撤去が順次なされ、そして、7月22日に最後の1隻が退去し、最終手段である行政代執行まで至ることなく羽田地区における不法係留の解消が達成された。

4、おわりに

4. 1、今回の対策の良かった点

今回の不法係留船対策で意識した点として、法律に基づく文書による指導を行うと共に、平成31年4月以降は週1ペースで係留者へ電話連絡を取り、こまめに相手への接触を図ることとした。不法行為者の中には、「河川管理者からの接触がない」即ち「自身の行為は違法ではない」と解釈する者もいるため、常に河川管理者が目を見守ることで、自身の行為が不法であることを認識させやすくなり、自主撤去へつながったものと思われる。また、単純に排除だけを求めるのではなく、マリーナの情報提供などを行い、適切な場所に移動できるよう案内することができたことも、自主撤去につながったものと思料する。

なお、今回対象となった不法係留船舶所有者は過去の行政代執行の対象となった船舶の所有者であり、それにも関わらず暫定係留施設の使用期限内に移動しないため悪質性が高いと考え、河川法施行令第16条の4違反として告発を行う方向で早い時期から所轄警察署と相談・調整を進めていた。そうしたこともあり、警察官による現地巡回も行われていた。これもまた不法行為を意識させる要因になったと考えられる。

4. 2、今後に活かすために意識したい点

今回の不法係留船対策に限らず、不法行為の是正にあたっては、

- ①相手への接触を途切れさせないこと
- ②河川巡視による写真撮影やCCTVによる映像の記録といった、記録媒体に証拠を残し、「言った／言わない」、「見た／見てない」の余地を残さないようにすること
- ③所属部署で普段触れる法令だけでなく、他法令、他の機関からのアプローチが可能かどうか検討し、解決方法を多角的に設けることが大切である。